

東京都狩猟者登録申請手続要領

27環自計第471号
平成27年8月27日

一部改正 29環自計第483号
平成29年9月11日

第1 総則

1 目的

この要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第55条第1項の登録（以下「狩猟者登録」という。）を受けようとする者が法第56条の規定に基づき東京都知事に対して行う申請等に係る手続の細目を定め、円滑な手続に資することを目的とする。

2 用語

この要領における用語は、法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年東京都規則第82号。以下「細則」という。）に定めるところによる。

第2 狩猟者登録の申請

1 狩猟者登録の申請に係る申請図書（以下「登録申請図書」という。）の構成

法第56条の規定に基づき狩猟者登録の申請（以下「登録申請」という。）をしようとする者（以下「登録申請者」という。）が提出する書類は、次に掲げる申請図書1組とする。

(1) 狩猟者登録申請書（細則第15号様式）【法第56条、規則第65条、細則第17条】

(2) 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に係る要件（規則第67条の要件）を登録申請者が備えていることを証する次に掲げる書面【規則第65条第2項第1号】

ア 網猟又はわな猟の場合

損害保険会社が損害の填補を約する施設賠償責任保険契約（狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、保険金額が3,000万円以上であるものに限る。）の当該年度の被保険者であることが確認できる施設賠償責任保険証券の写し

イ 第一種銃猟又は第二種銃猟の場合

損害保険会社が損害の填補を約する損害保険契約（狩猟に起因する事故のために他人の生命又は身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、保険金額が 3,000 万円以上であるものに限る。）の当該年度の被保険者であることが確認できる次のいずれかの書類

（ア）保険証券の写し（必要事項が確認できるものに限る。）

（イ）ハンター賠償責任保険付補償証明書（参考様式）

（ウ）一般社団法人大日本猟友会による共済保険事業の狩猟災害共済事業被共済者証の謄本

（3）登録申請前 6 月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 狩猟者登録申請書貼付用（1 枚）及び狩猟者登録証貼付用（猟法 1 種類につき 1 枚）【規則第 65 条第 2 項第 2 号】

（4）登録申請前 1 年以内（登録申請前 1 年以内に行った許可捕獲を要件として、直近の狩猟期間について減税に係る狩猟者登録を受けた者にあつては、申請前 1 年以内であつて、かつ当該登録に係る申請書を提出した日から今般の申請書を提出する日の前日までの間をいう。以下同じ。）に、法第 9 条第 1 項の許可（鳥獣の管理の目的とする鳥獣の捕獲等に係るものであって、東京都内を対象とするものに限る。以下同じ。）を受け、当該許可に係る捕獲等（以下「許可捕獲等」という。）をした者にあつては、次のア又はイのいずれかの書類【規則第 65 条第 2 項第 3 号】

ア 次に掲げる書類

（ア）許可捕獲等に係る法第 9 条第 7 項の許可証の写し

（イ）許可捕獲等に係る法第 9 条第 13 項の報告（許可捕獲等の実績）及び許可捕獲等をした日を記載した書類

イ 許可証に準ずる書面兼捕獲等の結果の報告を記載した書類に準ずる書類（本要領第 1 号様式）

（5）登録申請前 1 年以内に、法第 9 条第 1 項の許可に係る従事者証を受けて、東京都内において許可捕獲等に従事した者の場合（（6）に規定する者を除く。）にあつては、次のア又はイのいずれかの書類【規則第 65 条第 2 項第 4 号】

ア 次に掲げる書類

（ア）従事者証の写し

（イ）従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数、処置の概要及び捕獲等をした日を記載した書類

イ 従事者証に準ずる書面兼従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類に準ずる書類（本要領第2号様式）

(6) 登録申請前1年以内に、東京都から指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者に係る従事者証を受けて、東京都内において指定管理鳥獣の捕獲等に従事した者にあつては、次のア又はイのいずれかの書類【規則第65条第2項第4号】

ア 次に掲げる書類

(ア) 従事者証の写し

(イ) 従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数、処置の概要及び捕獲等をした日を記載した書類

イ 従事者証に準ずる書面兼従事者として従事した鳥獣の捕獲等の結果として捕獲等に従事した場所、その捕獲等をされた鳥獣の種類別の員数及び処置の概要を記載した書類に準ずる書類（本要領第2号様式）

(7) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であり、かつ、登録申請前1年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者（法第9条第1項の許可を受けた者に限る。）の従事者証に係る従事者として、東京都内において認定鳥獣捕獲等事業である当該許可捕獲等に従事した者にあつては、次に掲げる書類【規則第65条第2項第5号】

ア 捕獲従事者として所属する認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し

イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する証明書（規則様式第16の2）

ウ 次のいずれかの書類

(ア) 当該鳥獣の捕獲等に係る従事者証の写し及び登録申請前1年以内に東京都内で認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類

(イ) 東京都において認定鳥獣捕獲等事業者による認定鳥獣捕獲等事業として鳥獣の捕獲等がされたことを証する書類兼従事者証に準ずる書面（本要領第3号様式）

(8) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第6項の規定により読み替えられた法第56条に規定する対象鳥獣捕獲員（東京都内の区市町村長から指名又は任命された者に限る。）にあつては、当該対象鳥獣保護員を指名し、又は任命した区市町村の長が証明する書面（環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則別記様式）【環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成20年環境省令第1号）第2条第2項】

(9) 東京都の区域外に住所を有する者にあつては、次のア又はイのいずれかの書類（当該年度に発行されたものに限る。）【規則第 65 条第 3 項】

ア 規則第 65 条第 4 項の規定に基づき再交付された狩猟免許状

イ 各都道府県猟友会会長が原本と相違ない旨を認めた狩猟免許状の写し

(10) 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は同項第 8 号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者にあつては、区市町村長による非課税証明書【地方税法第 700 条の 52 第 1 項第 2 号】

(11) 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の都民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は同項第 8 号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者にあつては、区市町村長による非課税証明書【地方税法第 700 条の 52 第 1 項第 4 号】

2 登録申請図書の提出

(1) 提出の方法

登録申請図書の提出は、登録申請者本人による持参提出又は代理人による持参提出により行うものとする。ただし、東京都の区域外に住所を有する者にあつては、5 の規定による郵送での提出を認める。

(2) 提出する場所

環境局自然環境部計画課、多摩環境事務所自然環境課又は総務局各支庁産業課のいずれかに提出するものとする。

(3) 狩猟者登録手数料の納付

ア 登録申請者は、狩猟者登録申請手数料を納付する。

イ 登録申請者は、東京都（鳥獣所管部署）から狩猟者登録申請手数料の納付の処理がされた狩猟者登録申請書等を受領する。

3 狩猟税の課税の判定及び納付

(1) 登録申請者は、2 (3) イの規定により受領した狩猟者登録申請書等を東京都（都税所管部署）に提出する。その上で、狩猟税が課税されることとなった場合は、所定の税額を払い込む。

- (2) 狩猟者登録申請者は、東京都（都税所管部署）から、狩猟者登録申請書に狩猟税に係る確認の記載を受ける。

4 狩猟者登録証等の受領

- (1) 登録申請者は、3（2）の規定により確認の記載を受けた狩猟者登録申請書を東京都（鳥獣所管部署）に提出する。

- (2) 登録申請者は、狩猟者登録証（規則様式第17）、狩猟者記章（規則様式第18）、鳥獣保護区等位置図その他狩猟者登録に当たって交付されるものを受領する。

5 郵送による提出

東京都の区域外に住所を有する者にあつては、2から4までの規定によらず、郵送により登録申請書等を提出することができるものとする。

- (1) 提出書類（現金は、現金書留により送付するものとする。）

ア 1に掲げる図書

イ 狩猟者登録手数料及び狩猟税の額の現金

ウ 狩猟者登録証（規則様式第17）、狩猟者記章（規則様式第18）、鳥獣保護区等位置図その他狩猟者登録者に当たって交付されるものの送付を受けるためのレターパック代の現金

- (2) 提出先

環境局自然環境部計画課

- (3) その他

登録申請者は、狩猟者登録証（規則様式第17）、狩猟者記章（規則様式第18）、鳥獣保護区等位置図その他狩猟者登録に当たって交付されるものを、レターパックにより受領するものとする。

ただし、猟友会単位の申請で、狩猟者記章、鳥獣保護区等位置図等がレターパックに入りきらない場合は、狩猟者記章、鳥獣保護区等位置図等については、料金着払いの宅配便により受領するものとする。

第3 狩猟者登録の変更の登録の申請

1 概要

狩猟者登録を受けた者は、狩猟免許の種類又は東京都内において狩猟をする場所を変更しようとする場合は、法第61条第1項の規定に基づく、東京都知事の変更登録（以下「変更登録」という。）を受けなければならない。

2 変更登録に係る申請図書（以下「変更登録申請図書」という。）の構成

変更登録の申請（以下「変更登録申請」という。）をしようとする者（以下「変更登録申請者」という。）が提出する書類は、次に掲げる申請図書1組とする。

- (1) 狩猟者登録変更登録申請書（細則第16号様式）【法第61条第2項、規則第65条第6項、細則第18条】
- (2) 変更登録申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの 2枚【規則第65条第7項】
- (3) その他
 - ア 変更登録前の狩猟者登録証及び狩猟者記章は、(1)及び(2)の提出と合わせて、東京都知事に返納するものとする。
 - イ 変更登録前の狩猟者登録に係る捕獲した鳥獣の報告については、狩猟期間終了後、新たに発行した狩猟者登録証にそれぞれ分類して記入するものとする。

3 変更登録申請図書の提出

(1) 提出の方法

変更登録申請図書の提出は、変更登録申請者本人による持参提出又は代理人による持参提出のいずれかの方法により行うものとする。ただし、東京都の区域外に住所を有する者にあつては、6の規定による郵送での提出を認める。

(2) 提出する場所

環境局自然環境部計画課、多摩環境事務所自然環境課又は総務局各支庁産業課のいずれかに提出するものとする。

(3) 狩猟者登録変更登録手数料の納付

- ア 変更登録申請者は、狩猟者登録変更登録申請手数料を納付する。
- イ 変更登録申請者は、東京都（鳥獣所管部署）から狩猟者登録変更登録申請手数料の納付の処理がされた狩猟者登録変更登録申請書等を受領する。

4 狩猟税の課税の判定及び納付

- (1) 変更登録申請者は、2（3）イの規定により受領した狩猟者登録変更登録申請書等を東京都（都税所管部署）に提出する。その上で、狩猟税が課税されることとなった場合は、所定の税額を払い込む。

- (2) 変更登録申請者は、東京都（都税所管部署）から、狩猟者登録変更登録申請書に狩猟税に係る確認の記載を受ける。

5 狩猟者登録証等の受領

- (1) 変更登録申請者は、3（2）の規定により確認の記載を受けた狩猟者登録変更登録申請書を東京都（鳥獣所管部署）に提出する。
- (2) 変更登録申請者は、狩猟者登録証（規則様式第17）及び狩猟者記章（規則様式第18）を受領する。

6 郵送による提出

東京都の区域外に住所を有する者にあつては、3から5までの規定によらず、郵送により変更登録申請図書等を提出することができるものとする。

- (1) 提出書類（現金は、現金書留により送付するものとする。）
- ア 2に掲げる図書
 - イ 狩猟者登録変更登録手数料及び狩猟税の額の現金
 - ウ 狩猟者登録証（規則様式第17）及び狩猟者記章（規則様式第18）の送付を受けるためのレターパック代の現金
- (2) 提出先
環境局自然環境部計画課
- (3) その他
変更登録申請者は、狩猟者登録証（規則様式第17）及び狩猟者記章（規則様式第18）を、レターパックにより受領するものとする。

第4 狩猟者登録の変更の届出

1 概要

狩猟者登録を受けた者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、法第61条第4項の規定に基づき、遅滞なく東京都知事に届け出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 狩猟免許を与えた都道府県知事名
- (5) 狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日
- (6) 職業

- (7) 猟具の種類（第3の狩猟者登録の変更登録に係るものを除く。）
- (8) 狩猟免許の効力が法第52条第2項の規定により停止されたことがある場合にあっては、その期間
- (9) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の許可（銃砲所持許可）に係る許可証の番号及び交付年月日
- (10) 登録申請者が備えている規則第67条の要件（狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に係る要件）
- (11) 登録申請前1年以内に、法第9条第1項の許可に係る許可証を受けて、東京都内において当該許可に係る捕獲等をした者であるか否かの別
- (12) 登録申請前1年以内に、法第9条第1項の許可に係る従事者証を受けて、東京都内において当該許可捕獲等に従事した者であるか否かの別
- (13) 登録申請前1年以内に、東京都から指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けた認定鳥獣捕獲等事業者に係る従事者証を受けて、東京都内において指定管理鳥獣の捕獲等に従事した者であるか否かの別
- (14) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であり、かつ、登録申請前1年以内に、認定鳥獣捕獲等事業者（法第9条第1項の許可を受けた者に限る。）の従事者証に係る従事者として、東京都内において認定鳥獣捕獲等事業である当該許可捕獲等に従事した者であるか否かの別

2 狩猟者登録の変更の届出に係る届出図書（以下「変更届出図書」という。）の構成

法第61条第4項の規定に基づき狩猟者登録の変更の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）が提出する書類は、次に掲げる図書1組とする。

- (1) 狩猟者登録事項変更届（細則第17号様式）【法第61条第4項、規則第65条第8項、細則第19条】
- (2) 変更前及び変更後の事項の双方が確認できる書類
- (3) 狩猟者登録証の記載事項に係る変更（住所又は氏名の変更）の場合にあっては、狩猟者登録証

3 変更届出図書の提出

(1) 提出の方法

変更届出図書の提出は、届出者本人による持参提出又は代理人による持参提出により行うものとする。ただし、東京都の区域外に住所を有する者にあつては、4の規定による郵送での提出を認める。

(2) 提出する場所

環境局自然環境部計画課、多摩環境事務所自然環境課又は総務局各支庁産業課のうち、狩猟者登録申請書を提出した場所とする。

(3) その他

狩猟者登録証の記載事項に係る変更（住所又は氏名の変更）の場合は、狩猟者登録証に住所又は氏名の変更の記載を受けることとする。

4 郵送による手続の場合

東京都の区域外に住所を有する者にあつては、2及び3の規定によらず、郵送により変更届出図書等を提出することができるものとする。

(1) 提出書類

ア 2に掲げる図書

イ 狩猟者登録証の記載事項に係る変更（住所又は氏名の変更）の場合は、狩猟者登録証の返送を受けるための、所要の郵券を貼付した返信用封筒

(2) 送付先

環境局自然環境部計画課

(3) その他

狩猟者登録証の記載事項に係る変更（住所又は氏名の変更）の場合は、届出者は、(1)イの返信用封筒の郵送により、記載事項の変更の記載を受けた狩猟者登録証を受領するものとする。

第5 対象鳥獣捕獲員に係る変更

1 概要

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第6項の規定に基づき区市町村の長により指名され、又は任命された者（以下「対象鳥獣捕獲員」という。）として狩猟者登録を受けた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合であつて、その者が引き続き狩猟をしようとするときには、規則第65条の規定に基づき狩猟者登録の申請を行い、再び狩猟者登録を受けることとなっている【環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則（平成20年環境省令第1号）第2条第3項】。

2 申請手続の内容

第2に準ずる。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、平成 27 年 5 月 29 日から適用する。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。